

法人事業税（医療法人等・収入金課税法人）の課税対象項目の見直しについて

令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、医療保健業を行う医療法人等や収入金課税事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業）を行う法人について、以下の課税対象の項目を見直すこととしましたので、お知らせします。

【変更内容】

項目		変更前 (令和7年3月31日以前に開始する事業年度)	変更後 (令和7年4月1日以後に開始する事業年度)
医療法人等	各種補助金・委託料	その他の収入に含める。 (法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)の規定を適用した場合の国庫補助金等の額を除く)	医療保健業に係る事業を奨励するために支払われる補助金、委託料、協力料、手当などは、 <u>全額をその他の収入に含める。</u> 法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)の規定を適用した補助金、事業を補填する性質の補助金、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入れに対する助成金、などは <u>その他の収入に含めない。</u>
	収入金課税法人	還付金 収入すべき金額に計上し、控除しない。	納付税額が過大であることから払い戻されたものであり、 <u>収入すべき金額に含めない。</u>
	還付加算金	収入すべき金額に計上し、控除しない。	<u>収入すべき金額に計上した上で、控除すべき金額に計上する。</u>

お問合せは**管轄の県税事務所 法人担当**までお願いします。

中央県税事務所 043 (231) 2300	東金県税事務所 0475 (54) 0223
千葉西県税事務所 043 (279) 7111	茂原県税事務所 0475 (22) 1721
船橋県税事務所 047 (433) 1278	館山県税事務所 0470 (22) 7117
松戸県税事務所 047 (361) 2279	木更津県税事務所 0438 (25) 1110
柏県税事務所 04 (7147) 8743	市原県税事務所 0436 (22) 2171
佐倉県税事務所 043 (483) 1114	
香取県税事務所 0478 (54) 1314	
旭県税事務所 0479 (62) 0772	

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>

